

## 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案のたたき台 1

## 第1部 民事訴訟法の見直し

## 第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等

## 1 インターネットを用いてする申立て等

電子情報処理組織を使用する方法による申立て等に関して、法第132条の10の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (3) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- (4) (1)の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(注1) 電子情報処理組織を使用する方法により裁判所の使用に係る電子計算機に記録することができるファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて適切な規律を最高裁判所規則等に定めるものとする。

(注2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と

異なる他のファイル形式の電磁的記録(音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。)を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

#### 1 本文(1)

本文(1)は、中間試案第1の1の柱書の内容及び部会資料17の第2の1の本文の内容と同内容である。

現行の法第132条の10第1項が、訴え提起等の申立て等のうち書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについて、インターネットを使用する方法によることができる旨を規定しているが、最高裁判所の定める裁判所に限定することなく民事訴訟に係る全ての裁判所に対して、インターネットを使用する方法によることができる旨の規律である。

なお、インターネットを使用する方法による申立て等は、裁判所のシステムを利用して行うため、その利用の登録をする必要があると考えられるが、裁判所のシステムの利用の登録やシステムの利用の方法などの手続の細目については、最高裁規則で定めることが予定されている。

#### 2 本文(2)から(4)まで

本文(2)は、現行の法第132条の10第2項の規律を維持するものである。

本文(3)は、現行の法第132条の10第3項の規律を維持するものである。

本文(4)は、部会資料17の第2の2の本文と同内容であり、現行の法第132条の10第4項の規律を維持するものである。

#### 3 注1及び注2

(1) 注1は、部会資料17の第1の本文2(1)及び注2に関するものである。

裁判所のシステムにアップロードされる電子データは、裁判所における審理や相手方における反論を可能とするために裁判所及び相手方が閲読することができるファイル形式であることが必要である。そして、どのようなファイル形式であれば、裁判所や一般的な端末において閲読することができる(汎用性があるといえる)かは、その当時の技術の状況に応じて定めることが適当である。また、裁判所のシステムにアップロードすることができる電子データの容量は、裁判所のシステムを円滑に運用していくために一定の制約をすることが考えられる。

また、汎用性のあるファイル形式やシステムを円滑に運用するための容量の制約は、技術の進展によって変容し得るものであるといえる。そこで、これらに係る規律につい

ては、最高裁規則等において規定することとするのが適当であると考えられる。

(2)ア 注2は、部会資料17の第1の本文2(2)及び注1に関するものである。

イ 現行規則において、裁判所は、必要があると認める場合に書面を提出した当事者がその記載内容を記録した電子データを有しているときは、その者に対してその電子データの提供を求めることができると規定されている(規則第3条の2第1項)が、注2の規律はこれと同様の趣旨であることから、最高裁規則において規定することが適当であると考えられる。

ウ また、身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合の規律については、従前、当事者に申立権を付与することとしていたが、相手方に音声変換可能な電子データなどの提出を義務付けるものではなく、提供を求める訓示規定であると考えられることから、裁判所が必要があると認める場合に書面を提出した当事者にその提供を求めることができるものとするのが考えられ、当事者からの申出はその職権発動を促すものと位置付けるのが適当であると考えられる。

## 2 書面等による申立て等に係る電子化(訴訟記録の電子化)

書面等による申立て等に係る電子化に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所に対する申立て等が書面等により行われたとき(電子情報処理組織を利用する方法によりしなければならないときを除く。)は、裁判所は、当該書面等に記載された事項を、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、記録することにつき困難な事情があるときはこの限りでない。
- (2) (1)の書面等を提出した当事者は、同項のファイルに記録された事項が同項の書面等に記載された事項と同一でないことを知ったときは、裁判所に対し、訂正を求める旨を申し出ることができる。
- (3) (2)の申出は、(1)の記録をした旨の通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。
- (4) (2)の申出に理由があるときは、裁判所は、(1)のファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

(説明)

### 1 本文(1)

本文(1)は、部会資料17の第1の本文3(1)と同内容である。

ここでは、主に提出された書面等をスキャナで読み込んでPDFファイルで保存することを想定している。

ただし書について、例えば、訴状や主張書面に添付された建築図面は、裁判所において電子化することが困難であると考えられ、また、第13回会議では例として書籍が指摘された。

なお、第13回会議では、このような図面についてデジタルカメラで撮影すれば電子化が困難であるとはいえず、電子化が困難なものは想定し難いとの意見もあった。確かに、当事者が写真を撮影し、それを提出することもあり得るので、その写真による撮影によって足りるケースもあるが、写真による撮影が常に適切である保障もなく、システムの内容にもよるが、電子化が困難であるケースがあること自体を排除することは難しいように思われる。

そのため、電子化することが困難なものについては電子化の例外を認めて、そのまま事件記録とすることを提案している。

なお、別途、現行法における第三者秘匿制度に加え、当事者に対する一方当事者の氏名・住所の秘匿制度を検討しているところ、秘匿すべき書面を電子化するかどうかについては、秘匿の実効性を確保する観点から、電子化せず、別途保管等することも考えられるため、この問題については、秘匿制度の際に、改めて検討することを考えている。

## 2 本文(2)及び(3)

### (1) 電子化したものの訂正

本文(2)及び(3)は、部会資料17の第1の3(2)本文及び(3)本文に関するものである。

提出された書面等を裁判所がスキャナで読み込んで作成したPDFファイルをサーバに記録したものが訴訟記録となるが、裁判所が電子化した事項と書面等に記載された事項とは同一であるべきであり、仮に、電子化された事項と書面等に記載された事項とが同一でないことが分かった場合には、その訂正をすべきであると考えられる。

もっとも、電子化された後の記録に基づいて訴訟行為が行われた場合には、手続の安定の観点から、訴訟行為に用いられた記録の訂正を許容することは適当ではないと考えられる。

### (2) 訂正申出及びその期間

ア 書面等を提出した当事者が、提出した書面等に記載された事項と裁判所が電子化した事項とが同一でないことを知ったときには、訂正の申出をすることができることとすべきである。

もっとも、訴訟行為が行われるまでの間はいつまでも訂正することができるものとし、同一性の確認のために裁判所において提出された書面等を電子化した後も長期間保存しておくこととすると、訴訟記録を電磁的記録にすることによって裁判所における紙の保存を減らすというIT化のメリットを減退させる。そこで、提出当事者による同一でないことの申出について、一定期間に制限することが考えられる。

イ その一定期間の始期や終期については、電子化した後の期日が終了するまでとすることも考えられるが、期日が指定されないまま手続が進行することもあることからすると、裁判所が書面提出者に対して電子化した旨の通知をした後一定期間とすることが適当であると考えられる。そして、その期間については、自身が提出した書面等と電子化されたものの同一性を確認することであるから、2週間の期間があれば足りるものと思われる。

なお、書面等を提出した当事者は、期日が指定される事件においては、期日に出頭した際に、裁判所から提出した書面等が電子化されたものを示されて電子化したことの通知を受け、その電子化されたものに基づいて主張の陳述などの訴訟行為をするものと考えられ、その際に提出した書面等と電子化されたものが同一ではないと知ったときには、訴訟行為をすることなく訂正の申出をすることとなると思われる。

ウ また、裁判所に提出された書面等の保存（部会資料17の第1の3の注1）については、上記の訂正が許容される期間を踏まえて、最高裁規則等において定めることが考えられる。

## 第2 送達

### 1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録の送達は、この法律に特別の定めがある場合を除き、法第99条から第108条までの規定により、送達すべき電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をもってする。
- (2) (1)にかかわらず、送達を受けるべき者が受訴裁判所に対し最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしている場合には、電磁的記録の送達は、送達を受けるべき者に対し、電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、その旨の通知を発する方法によりすることができる。
- (3) (2)の届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいう。(4)において同じ。）であって、最高裁判所規則で定めるものを届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。
- (4) (2)の通知は、(3)により届け出られた電子メールアドレス等に宛てて発するものとする。
- (5) (2)による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

ア 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

イ 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項をその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した時

(説明)

## 1 本文の概要

本文は、部会におけるこれまでの議論を踏まえ、電磁的記録（電子データ）を送達する方法について規律を設けることを提案するものである。

本文では、電磁的記録を送達する方法として、①送達すべき電磁的記録を出力した書面を現行法に定める方法（郵送等）により送達する方法（本文(1)）と②システム送達（本文(2)から(5)まで）とを定めている。システム送達の具体的な規律の内容については、本文(3)において通知アドレスの届出をする際に送達受取人を併せて届け出ることができるものとしたほかは、部会資料17の第3の1と同じである（ただし、文言等について若干の見直しを行っている。）。なお、送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等を行わない場合に関する規律については、部会資料24第3において別途の検討課題として取り上げることとしている。

## 2 部会でこれまで議論された論点

### (1) システム送達における通知の位置付け

部会資料17では、送達を受けるべき者に対する通知について、これをシステム送達の構成要素から除外する考え方を紹介していたところ、第13回会議においては、このような考え方に賛成する意見が出された。

もっとも、一方で、これをシステム送達の構成要素から除外して考えるべきではないとの意見も出されたところ、通知には、送達を受けるべき者に対して送達内容を了知する機会を与える機能があると考えられるため、本部会資料では、通知を構成要素としている。なお、この問題は、通知をして一定期間の経過により効力の発生を認めるかどうかとも関連して問題となる。

また、通知を構成要素とする場合には、到達まで要するのか、発出で足りるのかが問題となるが、典型的な通知の手段として想定されている電子メールは、基本的には発出をすれば、先方に到達をするし、常に到達があったことの立証がない限り送達が認められないとすると法的安定を欠くことになると思われるので、ここでは発出を要件としている。もっとも、この問題は、通知をして一定期間の経過により効力の発生を認める際に特に問題となるところ、やむを得ない事由により到達しなかったケースについては、別途検討する必要がある（部会資料24第3参照）。

なお、通知に先行して送達を受ける者がそのことを知り、通知に先行して送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うこともあり得るが、通知は閲覧等の機会を保障するものであり、このようなケースでは、改めて通知をせずとも、送達は有効であるように思われる。

## (2) システム送達を受けるべき者の届出の制度

これまでの部会では、通知アドレスの届出をした者の一部のみをシステム送達を受けるべき者とするを認める旨の規律を設けることの当否について議論がされてきた。第13回会議では、このような規律を設けることに賛成する意見も出されたが、部会資料17においても検討したとおり、当事者が訴訟代理人に先行して閲覧等をした場合に、訴訟代理人の訴訟活動に具体的にどのような支障が生ずるおそれがあるかどうかは必ずしも明らかでないように思われる。そのため、本文では、このような届出に関する規律は設けないこととしている。

## (3) 外国に所在する者に対する送達

これまでの部会では、外国に所在する者に対する送達（国際送達）においてITを活用することについて、議論がされた。第14回会議においては、国際送達を簡易・迅速に行うことの意義について指摘する意見があった一方で、外国における訴訟手続について同様の方法により送達を受け得ることとなることを懸念する意見もあった。これが外国の関係する問題であることも考慮すると、この問題については慎重な検討が必要であるように思われる。今回の改正において見直すことは見送ることが相当であると思われる。

## 2 公示送達

法第111条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 公示送達は、不特定多数の者が電子情報処理組織を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けられることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものをとるとともに、公示すべき内容を裁判所の掲示場に掲示し、又は最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所に設置した電子計算機を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けられる状態に置いてする。

(2) (1)の公示すべき内容は、次の各号に掲げる公示送達についてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

ア 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

イ 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、いつでも送達を受けるべき者が電子情報処理組織を使用して送達すべき電磁的記録に記録された事項の提供を受けられる状態に置き、又は当該電磁的記録に記録された

## 事項の内容を出力することにより作成した書面をいつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

(説明)

本文は、これまでの部会における議論を踏まえ、電子情報処理組織を使用した公示送達の方法について定めるものである。その内容は、文言等について若干の見直しを行ったほかは、部会資料17の第3の4と同じである。

なお、現在の実務では、法第111条の定める事項以外についても、運用上、一定の事項について掲示がされているところ、公示送達について電子情報処理組織を使用する方法を導入する場合には、これらの事項についても、引き続き公示すべきこととするかどうか、法律に規律を設けるべきであるとの考え方もある。もっとも、これらの事項の公示が法律上要求されているものではないことに鑑みると、公示送達の方法を見直した場合に引き続き当該事項の公示を行うかどうかについても、法改正後の実務運用の問題として検討すべきものと思われる。そこで、本文では、公示すべき内容について、(2)に掲げた事項以外の事項については特段の規律を設けないこととしている。

### 第3 送付

法第161条第3項を次のように改めるものとする。

相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面（相手方に送達されたもの、相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたもの又は相手方にその準備書面に記載された事項の確認の機会が与えられたものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。）に記載した事実でなければ、主張することができない。

(注) 最高裁判所規則において、当事者の相手方に対する直接の送付の方法として、当事者が裁判所のシステムに送付すべき電磁的記録をアップロードし、相手方にその旨の通知を自動的に発する方法が定められること、このような方法により送付された準備書面であって、相手方が閲覧又はダウンロードをしたもの【及び通知の発出から1週間が経過したもの】について、相手方が在廷していない口頭弁論においてその記載内容を主張することができる旨定められることを想定している。

(説明)

相手方が送付された準備書面の閲覧又はダウンロードをしない場合に、通知の発出から1週間の経過をもって当該準備書面に記載された事実を相手方の在廷していない口頭弁論において主張することができるものとするについては、システム送達についての議論を踏まえ、これと同様とすることが考えられる。



## 第4 争点整理手続等

(前注) これまでの議論を踏まえて、三種類の争点整理手続を置く現行法の枠組みを維持することを前提としている。

### 1 弁論準備手続

#### (1) 弁論準備手続における訴訟行為等

法第186条、第205条、第215条、第218条に、口頭弁論の期日において、当事者に対し、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果（以下「調査嘱託の結果等」という。）を提示しなければならない旨の規律を設けることを前提として、法第170条第2項を次のように改めるものとする。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができる。

#### (2) 電話会議等による弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

(説明)

#### 1 本文(1)（調査嘱託の結果等の取扱い）について

本文(1)は、調査嘱託の結果等の取扱いに関するこれまでの部会の議論を踏まえ、一定の規律を設けることを提案するものである。

すなわち、調査嘱託等の回答が裁判所に到着したときは、その回答はそのまま証拠となるものと解されているが、判例・実務上は、調査嘱託の結果等を証拠資料とするには、裁判所が口頭弁論でこれを提示して当事者に意見陳述の機会を与えるべきものとされている。このような調査嘱託の手続は、当事者に対する手続保障の見地からも重要なものであるため、法律上明文の規定を置くことが望ましいものと思われる。また、弁論準備手続で調査嘱託等が実施された場合において、その回答が裁判所に到着したときは、実務上、その後の争点整理手続において、これを前提として争点等の整理が実施されている。このような場合には、調査嘱託の結果等は争点整理手続の中で当事者に提示され、意見陳述の機会が与えられているとも解されるが、判例で口頭弁論において提示の手続をすべきものとされていることもあり、このような取扱いの法的な位置付けは必ずしも判然としない。

そこで、本文(1)は、裁判所に調査嘱託の結果等が到着した場合にとるべき手続について明文の規律を置くことを提案するものである。具体的には、調査嘱託の結果等が裁判所に到着した場合には、その内容を口頭弁論の期日において当事者に提示しなければならないこととした上で、この提示は、弁論準備手続の期日においてもすることができる旨の規律を設けるものとしている。なお、弁論準備手続の期日において調査嘱託の結果等を提示した場合には、その後の口頭弁論において弁論準備手続の結果が陳述されることにより、これが口頭弁論に結びつけられ、証拠資料となるものと解される（この点は、弁論準備手続の期日において文書の証拠調べが行われた場合と同様である。）。

また、これまでの部会では、尋問に代わる書面については、証人尋問の性質を有するものであるため、弁論準備手続の期日において提示をすることができるものとするべきではないとの意見も出されたが、尋問に代わる書面も客観的なものであり、法廷以外の場所で証拠調べを行ったとしてもその内容が変わるものではないという点は調査嘱託の結果と変わるものではないと思われる。また、その書面の内容を確認しながら争点整理をすることがあり得るのであれば、そのことは基本的には法律上明確にすべきであるし、仮に、何らかの弊害があることを理由に規律を置かないのであれば、本来は、事実上であってもその内容を提示等することも認められないと思われるところ、そこまでの弊害はないように思われること等から、本文(1)では、尋問に代わる書面を含めて規律を設けることを提案している。

## 2 本文(2)（電話会議等による弁論準備手続）について

本文(2)は、電話会議等による弁論準備手続の規律について、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を見直すことを内容とするものであり、その内容は、部会資料20の第2の2と同じである。

## 2 書面による準備手続

### (1) 法第176条を次のように改めるものとする。

#### ア 同条第1項を次のように改める。

裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

#### イ 同条第2項を削除する。

#### ウ 同条第3項を次のように改める。

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

エ 同条第4項を次のように改める。

法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

(2) 受命裁判官による書面による準備手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(説明)

本文の内容は、部会資料20の第1の3における提案内容と基本的に変更はない。ただし、本文(2)アについては、受命裁判官に関する他の仕組みとのバランスから、判事補のみが受命裁判官となることはできないとの規律は削除することとしている。

### 3 審尋

電話会議等による審尋の期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

### 4 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(後注) 電話会議等による進行協議の期日における手続については、部会のこれまでの議論も踏まえ、最高裁判所規則において、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を廃止す

るとともに、電話会議等により手続に関与した者につき訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることを可能とする見直しが行われることが想定される。

## 第5 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

### 1 電磁的記録に係る証拠調べの申出

電磁的記録に係る証拠調べの申出に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものに係る証拠調べの申出は、電磁的記録を提出し、又は電磁的記録の所持者（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者をいう。2において同じ。）にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(説明)

部会資料20の第2からの実質的な変更点は、ない。

ここでは、電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの自体を証拠として調べを前提としているところ、裁判所において見読することができない電磁的記録は、そのままでは証拠調べをすることができないので、最終的には、その提出の方法は、最高裁判所規則により具体的に定めることとしている。

また、提出の方法は、裁判所のシステムに直接アップロードする方法のほかに、記録媒体に記録して提出する方法があると解されるが、こういったケースにつき記録媒体による提出を認めるのかは、裁判所のシステムのセキュリティの内容等を踏まえて、最高裁判所規則で定めることになる。

なお、「電磁的記録の所持者」を、「電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者」としている。「電磁的記録を保管する者」とは、電磁的記録を自己の実力支配内に置いている者をいい、例えば、電磁的記録が記録された記録媒体を所持する者などがこれに当たる。「電磁的記録を利用する権限を有する者」とは、適法に、電磁的記録が記録されている記録媒体にアクセスして当該電磁的記録を利用することができる者をいう。当該電磁的記録を排他的に管理することができる権限を有することを要せず、単に当該電磁的記録にアクセスすることができる権限を有することをもって足りる。

中間試案第8の本文2の(注)にいう判例法理(原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件に、原本の提出に代えて写しを提出することが許される旨の規律)については、現行法に写しの概念についての規定がない点にも鑑み、明文の規定を置かないこととしている。

## 2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等

電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 法第220条から法第228条まで（同条第4項を除く。）及び法第230条の規定は、1の証拠調べについて準用する。
- (2) (1)において準用する法第223条第1項の命令に係る電磁的記録の提出及び(1)において準用する法第226条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、その電磁的記録を記録した記録媒体を送付し、若しくは提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(説明)

部会資料20の第2からの実質的な変更点は、ない。

## 3 その他

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

証拠となるべきもの（文書・準文書・電磁的記録）の事前の準備としての写しの提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

## 第6 証人尋問等

### 1 証人尋問

- (1) ウェブ会議等による証人尋問の要件

法第204条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって相当と認めるとき。

イ 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

- (2) ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所

【P】（部会資料24第4参照）

(説明)

本文(1)は、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合の要件について定める法第204条の規律を見直すものであり、その内容は部会資料20の第3の1と同じである。

なお、これまでの部会では、宣誓の方法に関し、証人に宣誓書を朗読させ、これに署名押印させるべきものとする規則第112条第3項については、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合についてこれを見直すべきであるとの意見が多く出された。その具体的な内容としては、証人が宣誓書に代わる何らかの記録の作成をするものとするべきであるとの意見と、証人が宣誓をした旨を調書に記録すれば足り、そのほかに特段の記録の作成をすることは要しないものとするべきであるとの意見の双方が出された。この点については、このような部会における議論を踏まえ、最高裁判所規則において必要な見直しが行われることが想定される。

## 2 通訳人

通訳の方法に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によってすることができる。

(説明)

本文は、ITを使用した通訳の方法についての規律を設けることを提案するものであるが、これまでの部会における議論を踏まえ、その内容につき、部会資料20の第3の2から若干の変更を加えている。すなわち、これまでの部会では、少数言語の通訳が必要となった場合に通訳人をより確保しやすくする観点から、より柔軟な通訳の方法が認められることが望ましいとの意見が出された。一方で、電話会議による通訳を認めるべきであるとする意見の中にも、通訳の正確性等の観点からはウェブ会議等による通訳を原則とすべきであり、例外的な場合に限り電話会議によるのできるものとするべきであるとの意見も多く出された。そこで、本文では、ITを使用した通訳の方法を原則としてウェブ会議等とした上で、ウェブ会議等によることにつき困難な事情があるときは、電話会議によるのできるのできるものとしている。

## 3 参考人等の審尋

【P】(部会資料24第5参照)

## 第7 その他の証拠調べ手続

### 1 鑑定

- (1) 法第215条第1項を次のように改めるものとする。

裁判長は、鑑定人に、書面若しくは最高裁判所規則で定めるところにより電磁的記録を提出する方法により又は口頭で、意見を述べさせることができる。

- (2) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、意見を述べさせることができる。

### 2 検証

ウェブ会議等による検証に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、検証をすることができる。

### 3 裁判所外における証拠調べ

ウェブ会議等による裁判所外における証拠調べの期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、裁判所外における証拠調べの手続を行うことができる。

### 4 ハイブリッド方式による証拠調べ

【P】(部会資料24第6参照)

## 第8 訴訟の終了

### 1 判決

判決について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

判決の言渡しは、電子判決書(電磁的記録によって作成した判決をいう。以

下同じ。)に基づいてする。

## (2) 電子判決書の送達

ア 電子判決書は、当事者に送達しなければならない。

イ 電子判決書の送達は、前記第2の1(2)から(5)までに定める方法によるほか、電子判決書の内容を証明した書面をもってする。

(説明)

本文の記載は、部会におけるこれまでの議論を踏まえ、電磁的記録による判決について規律を設けるものである。字句の修正、法律事項と規則事項の整理の観点からの修正を加えたが、内容は中間試案及び部会資料18の第3の1から変更はない。

なお、電子判決書に記録された情報につき作成主体を明示し、改変が行われていないことを確認することができる措置をすることについて、技術的知見等を踏まえ、最高裁判所規則により規定することが考えられる。

## 2 和解

### (1) 和解の期日

和解の期日(和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。)について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対する異議〉、法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は、和解について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、アの規定並びにウにおいて準用する法第148条、法第154条及び第155条の規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

### (2) 受諾和解

法264条を次のように改めるものとする。

ア 当事者の一方が出頭することが困難であることが認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官もしくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭



弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

### (3) 和解電子調書等の送達

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、送達しなければならないものとする。

#### (説明)

本文は、これまでの部会における議論を踏まえ、和解に関する規律を定めるものである。

本文(1)の内容は、若干の字句の修正を行ったほかは、中間試案及び部会資料18の第3の2から変更はない。本文(3)は、和解電子調書等は当事者からの送達の申請を待つことなく職権で送達することとするについて、部会においても賛成意見が多かったこと等を踏まえ規律をおくこととするものである。

本文(2)は、部会での議論を踏まえ、現行法第264条が出頭困難要件の例示として遠隔地居住を定める部分を削除するとともに、当事者双方が出頭困難な場合にも受諾和解を可能とするものである。和解日時を定め、その日時が経過したときに和解が調ったものとみなすこととしており、和解日時まで受諾書面の撤回を可能とすることとしている。なお、出頭困難要件の解釈に関しては、前回(第15回)部会において、電話やウェブ会議による期日も設けることなく和解が成立したものとみなす手続としての受諾和解の意義を活かす観点から整理すべきではないかとの意見があった。本文(2)の記載は、本文(1)イによるみなし出頭も困難な場合、すなわち、当事者が電話やウェブ会議による手続参加も困難な場合に受諾和解を可能とすることとした趣旨であり、このような規律としたとしても、裁判長が当事者の参加可能な期日を指定することができない場合(すなわち期日調整が困難な場合)等は、当事者が期日に出頭することが困難である場合として、受諾和解を利用することを想定している。そのため、実際上の運用においては、特段の支障は生じないと思われる。

部会においては、上記のほか、和解に加わる第三者に関する規律を設けること及び新たな和解に代わる決定の規律を設けることについても議論がされた。

前者については、前回(第15回)部会での議論等を踏まえ、特段の規律を設けないこととしている。そのため、和解しようとする者は、補助参加人等でない限りは、一般的な利害関係を有する第三者にすぎないと整理し、記録の閲覧等についてもその規律に従うこ

とになる。また、和解が成立した後についても、基本的に、同様であると解されるが、和解成立後は、記録の閲覧等との関係では、利害関係を有する第三者と認められるのが一般的ではないかと思われる。後者については、部会資料24において別途とりあげている。

## 第9 訴訟記録の閲覧等

### 1 訴訟記録の閲覧等

法第91条第1項から第3項までを、次のとおり改めるものとする。

- (1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- (2) 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、(1)の規定による請求をすることができる。法第264条の和解条項案に係る訴訟記録、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る訴訟記録及び法第267条の和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）を記録した電子調書についても、同様とする。
- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を請求することができる。

(注) 電子化後の訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び自己の端末等を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又はダウンロードをすることができるという内容の規律を設けることが考えられる。

(説明)

1 部会資料18の第2の本文1・2からの変更点は、次のとおりである。

- (1) 本文(1)では、電子化後の訴訟記録の閲覧の具体的な方法については、最高裁判所規則において定めることとしている（本文1、(注)）。

これまで、裁判所外の端末を用いるケースにおいては、事件の係属中はいつでも閲覧をすることができるとしていたが、そのようなケースであっても、裁判所のサーバにアクセスするものであり、観念的には、裁判所（具体的には、裁判所書記官）の処分があったと言わざるを得ず、その意味では、その請求の具体的な方法は別として、裁判所書記官に対する請求は観念せざるを得ないように思われる。

もっとも、その具体的な閲覧の在り方は、基本的には、これまでの議論がそのまま妥

当すると思われるが、その具体的な規定の仕方は、最終的には裁判所のシステムの在り方等も踏まえなければならないので、最高裁判所規則に委ねることとしている。

そして、最高裁判所規則の内容をこれまでの議論を踏まえたものとすべく、想定される内容について注記している。

なお、部会のこれまでの議論や意見募集の結果を踏まえると、利害関係のない第三者に、裁判所外端末を用いた訴訟記録の閲覧をすることを認めることは難しいと思われるので、注記していない。

- (2) 本文(3)では、電子化後の訴訟記録の謄写等の具体的な方法については、本文(1)と同様、最高裁判所規則において定めることとしている（本文3、(注)）。

部会資料18で「複製」と呼んでいたデータの複写（裁判所設置端末を用いてする記録媒体へのコピーや、インターネットを用いてする自己の端末へのダウンロード）は、現行法の「謄写」という用語に含まれるものと整理している。また、紙媒体の謄本や事項証明書の交付だけでなく、最高裁判所規則の定めるところにより、謄本データや事項証明データの提供を請求することができるものとしている。

現行法上、訴訟記録の謄写の請求を受けた裁判所書記官が行う処分は、訴訟記録を請求者の謄写に供する行為であり（裁判所書記官が写し自体を作るのではなく、写しの作成は請求者が行う）、電子化後の訴訟記録についても、謄写の請求を受けた裁判所書記官としては、基本的には、請求者が対象データのデジタルコピーを入手することが可能となる措置を講ずることにより足りると考えられる。なお、裁判所にデータをプリントアウトさせ、その書面自体の入手を認めることは、現行法での枠を超える（上記の考えを超える）ものであるので、ここでは、特段注記していない。

- 2 部会資料18の第2の本文6からの変更点は、次のとおりである。

成立した和解の内容が利害関係のない第三者に供されないこととし、和解調書のほか、受諾和解の和解条項案、裁定和解の和解条項についても、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録と同様に、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って閲覧可能としている。ただし、口頭弁論の期日において和解が成立した場合には、その期日が公開しなければならないものである以上、その和解を記載した口頭弁論調書についても、何人も閲覧可能としている。

- 3 部会資料18の第2の本文3（インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求）については、第1において定めている。

## 2 秘密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次の規律を加えるものとする。

法第92条第1項の決定があったときは、当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その訴訟において取得した同項の秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者並びにその法定代理人、訴訟代理人及び補佐人以外の者に開示してはならない。

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない。

(説明)

部会資料18の第2の本文4からの実質的な変更点は、ない。

### 3 補助参加人の訴訟行為等

補助参加人の記録の閲覧等につき、次の規律を加えるものとする。

補助参加人は、法第91条第2項の公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧、同条第3項の規定による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供並びに同条第4項の規定による訴訟記録の謄写を請求することができる。ただし、当事者が法第44条第1項の異議を述べることができるとき又は当事者が同項の異議を述べた場合においてその補助参加を許す旨の裁判が確定していないときは、利害関係を疎明してしなければならない。

(説明)

部会資料18の第2の本文5からの実質的な変更点は、ない。